

議案第十二号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

別紙のとおり、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め  
る。

昭和四十三年三月十一日



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月露日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項、第九条第一項並びに第十一条第二項中「退職所得金額」を削る。

第三条第二項中「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年以前年度の国民健康保険税については、なお従前の例による。